

分析から明らかになった点は以下の通りである。

①1990年代を通じて所得格差が拡大し、1999年調査以降、さらに拡大幅が大きくなっている。②高齢者で不平等度が高いのは、就労者と引退者の間の所得格差が大きいため、子どもと同居する場合はジニ係数が大きく低下する。③生活保護受給世帯の割合が特に高いのは55歳以上の単独世帯や25～44歳の「片親と子」世帯で、これらの世帯では等価再分配所得のそれぞれ約8割、約5割が生活保護受給による。また、生活保護受給世帯は相対貧困率との相関は低い。

#### (4) 大石亜希子「所得格差の動向とその問題点」(平成18年度)

本論文では、厚生労働省「所得再分配調査」の複数年を用いて、1980年代以降の日本の所得分配状況とその変化の要因について分析した。主な発見をまとめると、次のようになる。

①税や社会保障制度の再分配効果は、高齢層では高いものの、現役層では小幅にとどまっている。とくに税の再分配効果は、高齢層で大幅に低下している上に、稼働所得の高い中年層でも低下している。②第2に、共稼ぎの増加が所得格差を拡大しているという指摘がされることがあるが、世帯全体ベースでは、高齢化によって共稼ぎが可能な年齢層のシェアは減少しており、大きな影響を及ぼしていない。③子どもの貧困率が上昇しており、最近時点では子どもは高齢者と同程度の貧困リスクにさらされている。

このように、税や社会保障制度の再分配効果は、主として現役層から高齢層へという年齢間の移転によって行われており、それぞれの年齢階層における再分配効果は小さく、また、年を追って小規模になっていることが明らかになった。

#### (5) Oishi and Abe “The role of the

wife’s labor supply on family earnings distribution in Japan” (平成18年度)

本論文では、妻の稼働収入が夫婦世帯間の所得格差に及ぼす影響を分析している。主な結果は以下の通り。

①1990年代半ば以降、夫の実質所得は低下している。②これに合わせるように40代の妻の就業率の上昇が観察される。③妻が就業して稼働所得を得ることは、世帯間の所得格差を2～5%程度縮小させる効果を持っている。

### ● 社会保障・税制と貧困・格差

#### (1) 大石亜希子「児童扶養手当と母子世帯の母親の就業」(平成17年度)

本研究では、母子世帯に給付される児童扶養手当の制度改革が母親の労働供給に及ぼす影響を、厚生労働省「所得再分配調査」の個票、総務省「労働力調査」の集計表データより考察している。分析から明らかになった点は以下の通りである。

①2002年改革は、手取り所得の逆転現象をなくした面では評価できるが、留保賃金には何ら影響を与えないので今まで就業していなかった母親の就労を促進する効果を期待することはできない。②1998年改革によって一部支給の所得制限限度額が引き下げられたが、これに対応して母子世帯の母親が稼働所得を調整しているという傾向は観察されない。③2002年改革前後で母子世帯の母親の労働時間がより長くなるという傾向は観察されない。

#### (2) 大石亜希子「配偶者控除・配偶者特別控除の分配的帰着：コーホートの視点から」(平成17年度)

本研究では、配偶者控除・配偶者特別控除の便益がどのような世帯に帰着しているかを、所得階層やコーホートによる妻の就業パターンの差を考慮に入れながら分析した。分析から明らかになった点は以下

の通りである。

①夫の稼働所得十分位別にみると、控除等の便益は第1分位で年額2万円であるのに対し、第9分位では10万円を超えており、高所得層に便益が多く帰着している。②若いコーホートに属する妻ほど、控除等の適用範囲内で就業する割合が拡大しており、さらに、控除等の適用を受けないで本格就業する妻の割合が拡大している。③相次ぐ税制改正により、若いコーホートほど限界税率が低下しているため、103万円の壁を超えるペナルティが小さくなっている。

(3) 小塩隆士・清水谷諭「Social Security and Well-being of the Elderly in Japan」(平成17年度)

本研究では、公的年金給付が高齢者の所得水準や貧困率、健康状態など厚生(well-being)に及ぼす影響を、厚生労働省「所得再分配調査」(1981年調査から2002年調査まで)の個票を用いることにより、公的年金給付が高齢者の行動によって左右される内生性を考慮に入れながら定量的に分析している。その結果、公的年金給付が高齢層の所得水準を有意に引き上げることが確認された。しかし、貧困率や健康状態に対する影響については、明確な結果が得られなかった。

E. 結論と政策的含意

本研究は、最近とりわけ注目されるようになってきている所得格差をめぐる議論や貧困の世代間連鎖についての議論の土台になり得るとともに、所得再分配政策の在り方にも一定の示唆を与えるものである。とりわけ、格差拡大のかなりの部分が人口動態的・社会的要因によって説明され、またそれが年齢階層間の所得移転でかなり是正されているとしても、高齢層内部あるいは同一世代内の格差是正や貧困削減に現行制度

が十分に貢献していない、という事実は重要である。

F. 研究発表

1. 論文発表

大石亜希子「所得格差の動向とその問題点」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究』中央経済社、2006年12月、19-36.

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「正義と公共的相互性——新しい支援のかたち」

分担研究者 後藤玲子 立命館大学大学院先端総合学術研究科

研究要旨

本研究の目的は、人々が直面している困難や困窮に対する経済的支援を行いながら、同時に、個々人のさまざまな種類の活動意欲を支える福祉制度を構想することにある。そのポイントは、多様な評価軸のもとで個々人の行いや在りように経済的評価を与えること、「働くことができるときは働き、余裕があれば提供し、困窮しているときは受給する」ルールを具体化することである。それは、ローカルな経済活動、および普遍的市場とは整合的ではあるものの、市場とはまったく異なる論理と目的——個々人の困難や困窮に対する公共的な援助——をもった公的扶助制度を備える点に特徴がある。だが、市場とは異なる論理をもった制度を構想する際には、かならず寄せられる2つの批判がある。第一は公正性の保証であり、第二は「就労インセンティブ」の確保である。前者は規範・倫理に関わる問題であり、後者は財政・経済に関わる問題である。本研究はこの2つの問題に対して、経済哲学的に分析し、理論的・政策的なオルタナティブを提出することを目的とした。

A. 研究目的

働く能力を持っていそうであるにもかかわらず、働く意欲を示さない、かといって、私的な援助もローカルな扶助も受けることもできず、困窮している個人がいるとしよう。このとき、われわれは彼を困窮のまま、放置しておくべきだろうか。それとも、困窮が明白である限り、公的扶助を提供すべきだろうか。後者を選ぶとしたら、十分な資源の提供が必要となる。だが、そのような提供は、はたして実行可能なのだろうか。はたして公正なのだろうか？資源の提供以前に、人びとの働く意欲を削いでしまうことはないのだろうか？支援——国内的な支援であれ、国際的な支援であれ——を決意した瞬間に、ふと気になり、けっこう尾を

引くこのような疑問に対して、本稿は、正義と相互性の観点から答えたい。

B. 研究方法

現代日本社会で、貧困を正義とむすびつけて論ずることの意味は、困窮を根拠として給付を行う仕組み（たとえば生活保護、無拠出年金、手当、無償給付：ここでは公的扶助と呼ぶ）は正義にもとる、という人びとの常識的な直観に、いささか逆説的だが、読み取れる。そこには、困窮と偽って不正受給している人びとに対する義憤に混ざって、そもそも働かないで食べていくことをゆるすしくみは不公正だ、何ら義務の遂行をとまなわない権利の享受は不当だ、などの声が含まれる。一方、そのより積極的

な意味は、困窮している人びと（国内であれ、国外であれ）を見過ごすことは、端的に、許されないはずだという、人びとが漠然と抱いている正義の感覚に求められる。

本稿では、第一に、正義の規範理論を手がかりにしながら、これらの直観や感覚の確からしさを吟味したい。結論的には、公的扶助を支える独自の正義概念が存在すること、それは市場や他の社会福祉制度を支える正義観念と両立可能であること、しかも、ある場合には、それは他の正義概念に優先して適用されるべきことが確認される。

制度の公正さに関する人びとの認識が、制度を支えようとする人びと自身の姿勢に少なからぬ影響を与えるとしたら、また、正義にもとると直観される制度を、ひとはあえて支えようとはしないとしたり、このように公的扶助の公正さを再検討することには意義があるといえるだろう。だが、ここには限界もある。公正だと信ずる制度であれば、ひとはかならずその制度を支え続けていこうとする、とはかならずしもいえないからだ。先述したように、正義は、人びとのアクションを広く喚起するちからをもつ。だが、個人のコミットメント——この場合は、就労と納税、資源の拠出を通じた公的扶助制度への協力——の持続性までは保証できない。公的扶助は確かに正義に適っているという認識・信念をもつことと、働き納税できるかぎり、自分が（も）その制度を支える行為をとり続けていくことの間には、少なからぬ距離がある。

その距離は、働かなくとも食べていけるなら、だれも働こうとはしないだろうという常識的な憶測、あるいは、他の人びとも働くという保証（法的あるいは経済的拘束力）がないとしたら、人は自分が働くという戦略を選びはしないだろう、というゲーム論的推測を招きがちだ。公的扶助のしくみを設計するうえで、これらは致命的な問

題となる。互いの憶測が憶測を呼び、実際に、働き資源を提供する人びとがほとんどいなくなるとしたら、公的扶助の仕組みが成り立たない、あるいは、形はあっても、給付の内実が急激に低下することをくい止められないからだ<sup>1</sup>。

本稿では、第二に、「就労インセンティブ問題」と呼ばれるこの難問に、「公共的相互性」（後藤、2006a,b）の概念をもって答えたい。その要点は、「困窮している場合には、基本的福祉に十分な公的給付を受ける」権利を無条件的なものとして確立したうえで、「働き、提供できるときには、働き提供する」倫理的な義務を支える論理を探ることにある。

非対称性をつかみとろうとする正義の観点に対して、公共的相互性の概念は、広範囲の人びとの間に成立しうる緩やかな対応性、受給者と非受給者との対称性を描き出す。誰が何といおうと制度の公正さを自分は信ずる、ただし、実際に制度にコミットするとなると、他者の行為が気にかかる……。そのような現実があるとしたら、公共的相互性の概念は、個人の信念と社会的行為を、ゆったりと結ぶ概念となるだろう。

#### （倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出漏らないように細心の注意を払うこととした。

#### C. 研究成果

<sup>1</sup> 近年、日本で給付水準引き下げの議論が始まっている。生活保護の財政的側面に着目したうえで、受給者が実際にもつことのできる潜在能力の観点から、その議論を批判した論文として、後藤、2006bを参照のこと。

はじめにあげられるのが、衡平性、釣り合いとしての正義である。典型的であるのは、負担と便益の釣り合い、貢献と報酬の釣り合い、権利と義務の釣り合いである。これらの釣り合いが正義であるという考え方は、アリストテレスの「応報的(交換的)正義」、「配分的正義」の概念にも見られる。財の交換に際しては、互いの拠出する財やサービスの価値と取得する財やサービスの価値が釣り合っていることが、正義であるとされる(応報的正義)。また、社会にあって人びとに共通に価値をもたらす事柄(地位や財産、権能など)は、社会に対する個々人の貢献に応じて配分されることが正義であるとされる。

衡平であることが正義だという感覚は、現代社会においても根強い。たとえば、自由な競争労働市場では、均衡において個々人の貢献(生産物価格による労働生産性の評価額)と報酬(賃金率)が釣り合うことが保証される。換言すれば、個人間の報酬の相違は、それぞれの個人がなした貢献の相違に帰着されることになる。この点が、自由な競争市場を——効率性の観点だけではなく——、正義の観点からも支持する際の根拠とされる。たとえば、民間保険のみならず、社会保険制度(年金保険・医療保険など)にも、個人別衡平性の原理——個人別に保険料と保険金との釣り合いを図る——をより徹底しようという動きは、衡平であることが正義だという感覚にもとづいている。

興味深いのは、この衡平性の視点は、市場的な価格メカニズムを越えても適用可能な点である。たとえば、近年、論じられてきた専業主婦に対する無償労働(アンペイド・ワーク)の問題は、家庭内の財の配分にあたって、その財の産出に対する専業主婦の貢献——家事や育児、介護を通じて夫の賃金労働を支えてきた——を正しく評価

してことなかった点を鋭くつくものであった。この議論が社会福祉にもつ含意は大きい。主として地域や近隣を舞台として、福祉を支える重要な貢献をなしているにもかかわらず、その貢献が正しく評価されないために、十分な経済的報酬を得られない人びと、そのため結果的に、彼ら自身が経済的依存者と見なされている人びとが、現代日本社会にも数多く存在するからだ。衡平性としての正義の概念は、もしそれが個々人の果たす社会的な貢献を正しく評価する作業と結びつくとき、今後、ますます重要になっていくだろう。

以下で述べる公的な経済的給付は、その背後に、衡平性とは異なる正義概念をもつ。ただし、これらの施策を実行するためにも、個々人の貢献を正しく評価する枠組みとして——本人が貢献したにもかかわらず、報酬を受け取らなかった部分を特定化するためにも——、衡平性としての正義が不可欠であることをここでは確認しておきたい。

#### D. 考察

個人の困窮を対象とする公的な経済的給付には、「補償」(あるいは責任性がより明確である場合は「賠償」)的性格をもつものがある。それは、アリストテレスのいう「正しきを回復するための矯正(匡正)的正義」と近似して、不当性が発生する以前の状態と発生後の状態との算術的な釣り合いを求める——ただし、私人間の補償ではなく社会的な補償——ものである。

例えば、社会的被害を理由とする経済的給付の背後には、社会的被害は不当であるという判断がある。そして、それに対する経済的給付には、社会的被害の回復は公共的な課題であること、さらに、同様の被害に対しては、等しく社会的責任で償わなくてはならないことを公示化する意味がある。例えば、原爆被害に対する不当性の判断を

根拠として実行される公的な経済的給付は、今後、原爆被害が繰り返されたとしたら、やはり社会的に償われなければならないことを、将来にわたって明言することになる。

性、年齢、障害、国籍、就労状態、家族構成（ひとり親、離別・死別、単身）など特定の自然的・社会的属性を理由とする経済的給付もまた、不当性の判断にもとづく補償的性格をもつ。ただし、そこでの不当性の判断は、原因となった属性そのものではなく、属性に対する制度的な扱いに向けられる。例えば、女性であること、高齢であること、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離していることそれ自体は、マイナスの価値とも不当ともいえないからだ。不当性の問題は、それらの属性に対する制度的な扱い、すなわち、それらの属性がもたらす自然的不利益を放置しておく、あるいは、それらを社会的・経済的不利益へと一層、拡大していくような人為的な制度（慣習・法・システム）において発生する。

例えば、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離している個人が、基本的な生活を送ることが困難なまま放置されているとしたら、あるいは、そのことを理由として社会的活動に参加する機会、財・サービスの利用機会を実質的に――形式的に閉め出されるのみならず、機会を実際に利用する手立てをもたない――制約されるとしたら、さらには、社会的活動に参加する意欲、あるいは活動する意欲それ自体を自ら抑制してしまっているとしたら、これらを黙認する制度は不当だという判断が形成されるだろう。その際には、これらの不利益をもたらすことのない理念的制度を参照点としながら、いわば反射的に、補償すべき経済的給付が測定され、提供されることになる。

このように不当性を根拠として公的に経済的給付を行う仕組みは、現象的には特定のグループに対象が限定される。そのため、

社会福祉の領域では、これらはしばしば目標指向的（targeting）制度と呼ばれる<sup>2</sup>。ただし、同様に、給付の対象を限定するものの、不当性の判断ではなく、人々が共有する特定の社会的価値を根拠として、それを促進する観点から、特定の需要に対して経済的給付がなされる場合がある。例えば、少子化現象に対して人々の多くが危機感を抱き、子育てに伴う特別の需要が「社会的な」需要とみなされるとしたら、公的な経済的給付を行う施策が支持されるかもしれない。この場合、給付の目的は、現に子育てを行っている家計を援助することのみならず、子育てに対する潜在的な需要にも向けられるため、少子化現象の緩和という社会的価値が促進されることになる<sup>3</sup>。

さて、日本の社会福祉は、特定の理由に基づいて困窮する人びとへの政策を不十分ながらも実行してきた。これらは、不当性や社会的価値に関する人びとの意識を反映しながら、今後も異なる発展を遂げるだろう。ただし、日本の社会福祉はこれらの政策に尽くせない。それは、もう一つ、「無条件」で、きわめて一般的な生活保護制度を用意している。はたして、日本の生活保護制度はどのような正義概念に支えられているのだろうか。

条件付制度には本質的な制約がある。被害であれ、属性であれ、社会的価値であれ、一定の受給要件は人々を線引きする（それがときに「資格（deserving）」と呼ばれる所以である）。1つの要件は1つの非受給層を生み、その人々が困窮に陥ることを予防できない。おそらくどれほど多様な基準を

<sup>2</sup> Sen, 1995 参照のこと。

<sup>3</sup> 当然ながら、特定の事柄を社会的価値と位置づけることには、熟議を要する。ひとたび社会的価値とされたものが、際限のない特権にすりかわるおそれがあるからである。

立てようとも、どの資格要件をも満たさない人々の存在を完全には否定できないだろう。また、困窮に至る経路がきわめて個別的で、タイプ化することになじまないケースがあることも考えられる。しかも、制度が出揃うまでには時間的ずれが存在する、複数の受給要件を整合的に評価する方法は自明ではないことなどの実践的な理由もある。これらを考え合わせるとき、困窮という事実のみに依拠する無資格の給付制度を用意しておくことには理があるだろう。

生活保護制度は、端的に、すべての個人に基本的福祉を保障することを要求する。すべての個人が「健康で文化的な最低限度の生活」を維持し、「自立の助長」がなされるように、個々人の必要に応じて資源が提供される。この制度は、個々人のもつ価値に注目する点で、アリストテレスの配分的正義——共同体で価値ある財を「価値に応じて」配分する——に求めることができる。ただし、配分の情報的基礎となる個人の価値は、本人の為したさまざまな貢献を束ねたものではなく、ひととしての等しさとして解釈する必要があるだろう。この解釈は、ある個人に対して、基本的福祉を保障しないことは、端的に不正義だという判断をもたらす。裏返せば、それは、すべての個人に、等しくその存在的価値を保障せよ、という正義概念として記述される。日本の生活保護制度を規定する「生存権 (right to well-being freedom)」規定は、このような正義概念に裏づけられたものである。

このように、日本の社会福祉は、複数の正義概念——衡平としての正義、矯正としての正義、社会的価値としての正義、基本的福祉の保障としての正義——に支えられている。すなわち、市場のみならず、地域や近隣・家族などローカルな文脈でなされた個々人のさまざまな種類の貢献を正しく経済的報酬に結びつけること、特定の人び

とが被っている自然的不利益を社会的・経済的不利益へと拡大させないこと、共有された特定の社会的価値があるとしたら、それを促進すること、さらには、すべての個人に対して基本的福祉を保障すること。

先述したロールズの「正義の二原理」は、異なる目的や基準をもった複数の制度や集団間の調整を図り、制度や集団の壁を超えて、社会に在る一人ひとりの個人を守り、尊重することを目標とする高次の基本原理にほかならなかった。諸外国の憲法——後述するように、生存権規定のみならず、就労の義務、納税の義務を含む——は、より具体的な次元で、これらの正義概念をバランスづける社会の基本原則と解釈される。

#### E. 結論と政策的含意

以上より、理由は何であれ、困窮の事実に対処する公的扶助は、すべての個人に、等しくその存在的価値を保障せよ、という正義概念に適ったしくみであることが了解された。他の正義概念に貫かれた制度がどれほど充実しようとも、独自の正義概念を実現する公的扶助制度の正当性と必要性が失われることはないだろう。

ただし、ロールズ (1971b) も指摘するように、ひとは、たとえ「正義に適っている」と判断したとしても、「同様の条件にある他の人びとも、同様にコミットするだろう」という相互的な関係性を信頼できないがために、コミットできないことがある。加えて、ひとは、たとえ正義に適っていると判断できないとしても、あるいは、迷いなく不正義だと判断したにもかかわらず、相互的な関係性に突き動かされて、コミットしてしまうこともある。

後藤 (2006a) では、一定のルールを媒介として、広く不特定の人びととの間に成立する緩やかな対応性——その対応は、かならずしも二者間で双方向的である、ある

いは、複数の個人間で円環的に閉じられたものである必要はない——を「公共的相互性」と呼び、その概念を手がかりに、制度へのコミットメントの可能性を論じた。

以下にその内容を簡単に説明しよう。先述したように、公的扶助の上位原理は、憲法であり、憲法には、別途、就労の義務と納税の義務が規定されている。その点を考慮して、公的扶助のルールを次のように表現しよう<sup>4</sup>。

「働いて提供できるなら、そうしなさい。  
困窮しているなら、受給しなさい」。

ここでは、この分配ルールが「公共的相互性」を表象することを示したい。まず、このルールは、前半の「働いて提供できるなら、そうしなさい」と後半の「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」が結び付けられることによって、互いに条件付けられていることが理解される。両者の結び付きは重要な 2 つの対応関係を内包する。1 つは、目的と実現可能性との対応である。「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」は、「働いて提供できるなら、そうしなさい」の目的を表し、「働いて提供できるなら、そうしなさい」は、「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」の実現可能性を保証する。

ただし、この結び付きは、一人ひとりの個人の中で顕われる必要はない。たとえば、もしあなたが働いて提供できるとしたらそうしなさい、いつかあなたも困窮して受給せざるをえなくなるかもしれないのだから、というように。あくまでそれは、社会の中でゆるやかに実現されればよい。すなわち、もしあなたが働いて提供できるとしたらそ

<sup>4</sup> 以下の議論は、Gotoh (2005)、後藤 (2006 a,b) で日本の生活保護制度に関して展開した議論とほぼ同一である。

うしない、どこかで困窮して受給せざるを得ない人がいるかもしれないのだから、というように。社会には、生涯、働き提供するだけの個人がいるかもしれない、その一方で生涯、困窮し、受給するだけの個人がいるかもしれない。このような場合、目的と実現可能性との対応をひとりの個人の中に見出すことは困難であるとしても、社会の中に見出すことはできるだろう<sup>5</sup>。

ところで、目的と実現可能性との対応が個人の中で顕われないということは、個人にとってこのルールは、本人の目的から切り離された義務として作用することを意味する。なぜなら、もしこのルールが人々によって受容されるなら、働き、提供できる個人は、将来、自分も困窮し、受給することがあるかもしれないという予想をもつか否かにかかわらず、働き、提供しなければならぬことになるからだ。

同様に、個人にとって、このルールは、権利としての意味をもつ<sup>6</sup>。なぜなら、もしこのルールが人々によって受容されるなら、困窮している個人は、自分も将来、働き、提供できるようになるか否かにかかわらず、受給できることになるからだ。

付言すれば、「働いて提供できるなら、そうしなさい」という言明は、個人が「可能なら、働き、提供する権利」をもつこと、したがって、社会には、さまざまな個人が

<sup>5</sup> ここでいう社会とは一定のルールと経済システムを備えた、政治的母体をさす。それ自身の中に、異なるルールとシステムをもった多様な集団を含む。それは、公共的相互性の届く範囲に依存して、国家を越える可能性をも秘めている。Gotoh, R., 2004a, b 参照のこと。

<sup>6</sup> さらに踏み込み、「受給し、無事である倫理的義務」があるということができれば。ただし、その場合もそれが決して法的義務ではない点を注記する必要があるだろう。



働くことのできる実質的な機会——労働市場のみならず、コミュニティ・ワーク、ケア、職業訓練などとそれを支える所得補助など——を提供する義務があることを定める。この社会の義務は、個人や地域・企業にも分有される。労働機会の創出、あるいは、それを促す公共的討議への参加もまた、個々人が分有する倫理的義務とみなされるだろう。

このように、上記のルールは、権利と倫理的義務という、もう1つの対応関係を内包する。ただし、その対応関係は、ひとりの個人の中で顕われる必要はない。社会の中で、緩やかに顕われればよい。あらゆる個人は、可能なら働き提供する権利と倫理的義務をもつ。困窮しているときは、受給する権利をもつ。権利はそれぞれ、同様の他者の権利を尊重すること以外、いかなる条件も付帯されることがない。義務は権利の剥奪という罰則を付帯されることがない。

続いて、上記のルールのもとで、個々人の行為や報酬、報酬率の相違を超えて、個人間に相互の関係性が成立する可能性がある。互いの労働報酬率の相違ではなく、働いているという事実における等しさに着目するとしたら、働き提供している個人と個人の間には、相互関係性が見出される(I can expect him to work and provide, as I do, if he can expect me to work and provide, as he does; he can expect me to work and provide, as he does, if I can expect him to work and provide, as I do). 同様に、必要受給率の相違ではなく、受給しているという事実における等しさに着目するとしたら、困窮し受給している個人と個人の間には、相互関係性が見出される。さらに、互いに他者もまたルールを等しく受容し、ルールによって等しく制約されると期待できるとしたら、働き提供している

個人と困窮し受給している個人の間には、相互関係性がある。たとえば、明らかに働けそうに見えるにもかかわらず、資源を受給している個人がいるとしよう。この場合に、人々が彼もまたルールを尊重し、それによって制約されるであろうことを期待できるとしたら、すなわち、彼が本当に働けるようになったら、彼も働くようになるだろうと期待できるとしたら、ルールを尊重する人々のコミットメントを通じた相互性が維持されるだろう。

要約しよう。「働いて提供できるなら、そうしなさい、困窮しているなら受給しなさい」という分配ルールは、もし人々がみなそれを受容するとしたら、次の4つの意味での相互性が実現するようなルールである。

- 1) 社会全体の中で、目的(すべての個人の基本的福祉の保障)と実現可能性(分配資源の確保)との対応が実現する。
- 2) 社会全体の中で、権利(right to well-being)と倫理的義務との対応が実現する。
- 3) 働き提供している個人と困窮し受給している個人の間には、同一のルールのもとでの相互関係性が成立する。
- 4) 働き提供している個人と個人の間、困窮し受給している個人と個人の間には、相互関係性が成立する。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

「ニーズ基底相互提供システムの構想」  
齊藤純一編、『福祉国家/社会的連帯の理由』  
(シリーズ 福祉国家の行方 第5巻)、ミネルヴァ書房、2004、187-218。

「正義とケア：ポジション配慮的公共的ルールの構築に向けて」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著、『福祉の公共哲学』、

東大出版会, 2004, pp.263-280.

「規範理論の整合化と重層的福祉保障の構想」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著、『福祉の公共哲学』、東大出版会、2004, pp.305-318.

(書評論文) 若松良樹『センの正義論』ホセ・ヨンパルト・三島淑臣・長谷川晃編『法の理論 23』、成分堂, pp. 185-204. 2004.7.

「基本所得」政策の規範的経済理論——「福祉国家」政策の厚生経済学序説、『経済研究』, 55 巻, 3 号, pp. 230-244. (吉原直毅との共著) 2004.

Gotoh, Suzumura, Yoshihara, Extended Social Ordering Functions for Rationalizing Fair Games a la Rawls, *International Journal of Economic Theory*, Vol.1, 21-42, 2005.

「リスクに抗する福祉とは」, 橘木俊詔編著『リスク社会を生きる』、岩波書店、2004年, pp. 275-306.

「アメリカ合衆国」(阿部彩との共著)、仲村優一・阿部志朗・一番が瀬康子編『世界の社会福祉年鑑 2003』、旬報社、2004. pp. 155-188.

「公的扶助研究の基本的視座」『季刊社会保障研究』 Vol. 36.1, pp.38-55, 2004.年 3 月.

(共著)「現代日本社会における〈必要〉とは: 福祉に関する意識調査より」『季刊社会保障研究』 Vol. 36.1, 2004, pp.38-55.

“Well-Being Freedom and The Possibility of

Public-Provision Unit in Global Context,” *Ethics and Economics*, vol.2, pp1-17, 2004.

(単著: 翻訳): ジョン・マイルズ「市場が失敗したとき——カナダとアメリカ合衆国における社会福祉」G エスピン-アンデルセン編, 埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家』、早稲田出版会, pp.185-223, 2004.

「福祉の公正性について」, 連合総研レポート, No. 195, 2005, pp4-6.

「パネルディスカッション 高福祉高負担か低福祉低負担か」貝塚啓明・小塩隆士・後藤玲子・橘木俊詔・八代尚宏, 『日本経済学の新潮流 2005』, 2005, 日本経済学会.

「社会保障と福祉国家のゆくえ」川本隆史編、『応用倫理学講義 4 経済』、岩波書店、2005, pp.98-124.

「公共政策の基礎理論—潜在能力アプローチの成果と展望」『財政と公共政策』, 27 巻第 2 号 (通巻 38 号), 2005, 財政学研究会, pp1-13.

「対談 リスク社会の現在と未来」藤村正之・後藤玲子『季刊 家計経済研究所』, 2005, Autumn, No. 68, pp.2-9.

「倫理・経済・法: 不正義に抗して: セン理論の 4 つの柱に対する批判的検討」, 『経済セミナー』, 2006, 1 月号, 40-43.

“Pursuing Economic and Legal Systems: Against Injustice,” *Ritsumeikan University Newsletter*, Vol. 1, Issue 3, Summer 2005, pp.5-6.

「アメリカの最低生活保障」, 梶本・連合総

研編『積極的な最低生活保障』, 第一法規, 2006, pp. 209-233.

「不正義に抗する学問とは」, 京都新聞, 2005年11月3日.

「正義と公共的相互性: 公的扶助の根拠」『思想』「特集 福祉社会の未来」, 第983号, 2006, 第3号, pp. 82-99.

「分配的正義: 福祉政策の根拠」武川正吾・大曾根寛編著『福祉政策Ⅱ: 福祉国家と福祉社会のゆくえ』, 2006, pp. 163-173.

「ミニマム生活保障と福祉国家」『現代福祉国家への新しい道——日本における総合戦略』研究委員会講演, 連合総研 月刊レポートD10, No. 205, 2006, pp. 7-15

「自立の社会的基盤と公的扶助」, 『賃金と社会保障』, 1426号(9月下旬号), 2006年, pp. 4-10.

「社会的正義と公的扶助——公共的相互性の意味を問う」, 『社会福祉研究』, 2006年, 第97号, pp. 32-40

「世代間正義の原理とその制定手続き——ロールズ社会契約論再考」, 鈴木興太郎編『世代間公平性の論理と倫理』, 東洋経済新報社, 2006, pp. 337-358.

「アマルティア・セン——近代経済学の革命家——」八木紀一郎・高哲男・鈴木信雄・大田一廣編『新版経済思想史——社会認識の諸類型』, 名古屋大学出版会, 2006年, pp. 327-341.

「暮らしと正義」第3回日本グループホーム学会大会報告基調講演, 『季刊 グループ

ホーム』, vol. 10, 2006年.

「アメリカ合衆国」(阿部彩・斉藤拓との共著), 萩原康夫・松村祥子・宇佐美耕一・後藤玲子編『世界の社会福祉年鑑2006』, 旬報社, 2006年. pp. 221-261.

「ミニマムの豊かさと就労インセンティブ——公的扶助制度再考——」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『経済格差の研究——日本の分配構造を読み解く』, 中央経済社, p. 145-174, 2006年.

「福祉」, 「ニーズ」, 「財」, 「効率」, 「市場の失敗」, 「モラル・ハザード」, 「混合経済」, 「ジョージ・スティグラール」, 大庭健他編集『現代倫理学事典』, 弘文堂, 2006年.

「<実質的自由>の実質的保障を求めて——ロールズ格差原理と潜在能力理論の方法的視座」, 季刊『経済理論』, 第43巻, 第4号, p. 41-54, 2007年.

## 2. 学会発表

Understanding Sen's Idea of a Coherent Goals-Rights System in the Light of Political Liberalism, 4<sup>th</sup> International Conference on the Capability Approach: Enhancing Human Security, 5<sup>th</sup>-7<sup>th</sup> September 2004, University of Pavia, Italy.

「パネルⅡ 高福祉・高負担か低福祉・低負担か」日本経済学会2004年秋季大会, 2004. 9.15, 岡山大学(共) 貝塚啓明・小塩隆士・橋木俊詔・八代尚宏).

The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context--- Towards "Social Contract" based on Reciprocity ---,

*International Seminar of Political Science: Reconsidering Rawls and Sen in the light of Against Injustice* held at Ritsumeikan University, November 6, 2004.

「世代間正義の原理とその制定手続き：ロールズ社会契約論再考」, 一橋大学経済研究所「世代間利害調整」プロジェクト A1 班・シンポジウム, 2005年1月29-30日

Towards a “Social Contract” based on Reciprocity, an Occasional Seminar of Global Equity Initiative, at Kresge Room Barker Hall, Harvard University, March 30<sup>th</sup> 2005.

「公共政策の基礎理論—潜在能力アプローチの成果と展望」, 財政学研究会春講演, 京都大学, 2005年4月30日.

「正義と公共的相互性」, 第15回現代規範理論研究会, 一橋大学経済研究所共同研究室 3 2006年4月22日.

招聘報告 “Basic Capability, Work Incentive and Public Reciprocity”, Workshop on the Quality of Life Conceptual issues and measurement, UCR June 3 and 4, 2006

基調講演「暮らしと正義」第3回大会(大阪大会) 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会, クレオ大阪中央, 2006年6月17日.

「潜在能力・就労インセンティブ・公共的相互性—市場の論理の射程と限界—」, ワークショップ with フィリップ・ヴァン・パライス教授—すべての人に実質的自由

を!, 立命館大学, 2006年7月7日.

**Welfare Reform in Japan and Capability Approach, Fukuoka 2006**  
20<sup>th</sup> IPSA World Congress, Fukuoka Kokusai Kaigi-jo, July 9-13, 2006

**Welfare Reform based on Capability Theory and Public Reciprocity---An Idea of Reformulation of Basic Income---**, The 2006 Annual Meeting of the Human Development and Capability Association, Groningen, Netherlands, 29 August - 1 September 2006

「<実質的自由>の実質的保障を求めて」創価大学オープン・リサーチ・プログラムコンファレンス「経済学における人間」, 創価大学, 2007年2月19日.

基調報告「支援を支えるロゴスとエトス—正義と相互性—」YNU-JBIC(横浜国立大学・国際協力銀行)共催 公開シンポジウム(国際社会科学シンポジウム)「日本の途上国支援—円借款と貧困削減を中心として」, 横浜情報文化センター大会議室, 2007年2月21日.

基調講演「暮らしと正義 その2」京都会議(京都会議実行委員会, 全国グループホームスタッフ・ネットワーク), 京都教育文化センター, 2007年3月10・11日.

G. 知的所有権の取得状況  
なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

分担研究者 西村幸満（国立社会保障・人口問題研究所社会保障  
応用分析研究部第2室長）

研究要旨

本研究は、日本における社会的排除の実態調査をおこない、社会的排除を生み出す主体の解明を行う。初年度は、調査に先立つ基礎的な手続きとして、日本の貧困測定指標の整理を行うとともに、調査可能性の検討を行った。主要な検討課題は、生物学的な生存水準モデル、所得水準モデル、不平等モデル、相対的剥奪モデルなど多岐にわたるが、実態は学際性に乏しく、日本的と呼ばれる貧困水準は、生活保護基準に依存していることがわかった。また、先行する欧州の調査レビューから社会的排除調査の実現に向けた可能性を提示した。

2年度は、調査の実施に向けた作業と、若年層の格差の拡大を全国標本調査の2次分析にもとづいて確認した。若年就業者で経済的な格差が拡大していることを確認し、この拡大が正規就業間における格差拡大ではなく、正規と非正規間における格差であり、非正規就業における排除の可能性を提示した。

3年度は、A地区で実施した社会的排除調査に基づいて、先行するイギリスのモデルに基づいて就業者における社会的排除の探索的分析をおこなった。全体として共通しているのは男女の非正規、女性のW下、男性のB下において社会的排除が生じている可能性が高いことである。

3カ年の成果を踏まえて、非正規化により経済的格差は拡大する一方で、女性の格差が正規化と婚姻によって見かけ上消失する可能性を示した。他方で、西村・卯月（2007）は、消費側面においては、非正規（W下）の女性の夫あるいは家族が非正規女性の社会的排除を補完し、包摂する機能をもっている可能性を示した。

A. 研究目的

本研究は、日本における社会的排除の実態調査をおこない、計量的に社会的排除を生み出す主体の解明を行う。

B. 研究方法

社会的排除とは、その社会で必要・重要だ

と考えられている活動に参加できずにいることである。実態の把握とその生起主体の解明のために、3年間で以下のような手続きをとった。初年度は、初年度は、調査に先立つ基礎的な手続きとして、日本の貧困測定指標の整理を行うとともに、社会的排除調査の可能性の検討を行った。

2年度は、調査の実施に向けた作業と、若年層の格差の拡大を全国標本調査の2次分析にもとづいて確認すると同時に、初年度を踏まえて調査の実施を行った。

最終年度は、A地区で実施した標本調査「社会生活に関する実態調査」を使用して、先行するイギリスのモデルに基づいて就業者における社会的排除の探索的分析を行なった。

(倫理面への配慮)

データの扱いにおいては、個人情報が出ないように細心の注意を払うこととした。

### C. 研究成果

西村(2005)では、経済学者 Amartya Sen と社会学者 Peter Townsend の相対的剥奪モデルに関する論争を手がかりに、貧困概念の整理をおこなった。また日本の貧困測定研究のレビューと社会的排除調査の実現に向けた課題の検討をおこなった。

その結果、日本の貧困研究の主流は、貧困概念を十分に検討せずに曖昧なまま使用してきた。また、明確な定義をもつものは、社会学者 Peter Townsend の議論を踏襲したものの、費用・方法など欧米の調査方式(パネル調査)と比べ実際の調査分析には応用できないままである。代案として回顧式の調査設計とイギリスにおける社会的排除の指標導入を提示した。

西村(2006)では、排除-包摂のプロセスを明らかにするために、若年層を焦点としたインテンシブな分析をおこなった。

若年層は、現在高齢者と同様に、格差拡大の焦点となっており、その一部は排除層

に組み込まれている。若年者の格差を確認し、その就業状態の不安定さを規定する要因を確認することでリスク構造を明らかにすることができる。西村(2006)では、2003年に実施した『社会生活調査』、『若者層の仕事と生活に関する意識調査』(2004年)、『青少年の社会的自立に関する意識調査』(2005年)に基づき、若年層に広がる経済的格差の確認を Gini 係数、Atkinson 指数、Sen の Welfare Index などを用いておこなった。同様に、社会的な格差について相対的剥奪指標を用いておこなった。

その結果、若年層の経済的格差の拡大が年齢コホートごとに一とくに30代に急激に拡大することを確認した。またこの格差の拡大が正規雇用ではなく、非正規(女性)の拡大によって生じていることを見いだした。

西村・卯月(2007)では、A地区で実施した標本調査「社会生活に関する実態調査」を使用して、先行するイギリスのモデルに基づいて就業者における消費、政治参加、社会関係における排除の分析をおこなった。全体として共通しているのは男女の非正規、女性のW下、男性のB下において社会的排除が生じている可能性が高いことである。

### D. 考察

本研究を通じて主要な軸は、就業者である。就業の二極化(正規・非正規)が進行する社会では、社会構成員の中で様々なリスクが生じる。社会的排除は、その社会で必要・重要だと考えられている活動に参加できずにいることであるが、西村(2006)では若年層を、西村・卯月(2007)では就業者の中で広がる経済的格差(社会的排除

おける消費活動)を分析対象とした。ここでは共通して非正規就業の存在が浮かび上がってきたのである。

#### E. 結論と政策的含意

就業する若年層の経済的格差と一般層の社会的排除に共通する要因は、就業の二極化であり、非正規化である。西村(2006)では若年層の非正規化により経済的格差は拡大する一方で、女性の格差が正規化と婚姻によって見かけ上消失する可能性を示した。他方で、西村・卯月(2007)は、消費側面においては、非正規(W下)の女性の夫あるいは家族が非正規女性の社会的排除を補完し、包摂する機能をもっている可能性を示した。消費における家族機能は、就業の二極化(非正規化)が進むにしたがって弱体化する可能性があり、この点の安定維持と合わせて就業者をとりまく企業・制度のあり方に検討の余地が見出された。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

西村幸満.2005.「日本の社会的排除調査の実施に向けて—調査対象・調査項目、その予備的作業」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『日本の社会保障制度における社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)効果の研究』平成16年度報告書 pp.83-97

西村幸満.2006.「若年期の相対的地位の低下—相対的剥奪指標と格差指標を使って—」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『日本の社会保障制度における社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)効果の研究』平成18

年度報告書 pp.237-254

西村幸満.2006.「若年の非正規就業と格差—都市規模間格差、学歴間格差、階層間格差の再検証」『季刊社会保障研究』第42巻 No.2, 137-148

西村幸満・卯月由佳.2007.「就業の二極化と社会的排除—「貧困対策」を超えたアプローチに向けて—」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『日本の社会保障制度における社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)効果の研究』平成19年度報告書 pp.???-???

##### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的所有権の取得状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「社会的包摂・排除」概念の理論的考察及び実証分析

分担研究者 菊地英明 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究の目的は、以下の3点である。

(1)社会的排除、および社会的包摂概念が、一体何を意味し、なぜ近年欧州を中心に主流化したのかを、脱工業化、グローバル化、福祉国家システムの揺らぎの三つのキーワードを通して明らかにする。また、「社会生活に関する実態調査」の結果分析から、被排除・剥奪者の置かれた状況とライフヒストリーについて把握を試みる。

(2)社会的排除に抗する社会保障のあり方を模索するべく、欧州で盛んなベーシック・インカム構想について、その内容と展開、わが国への実現可能性について検討する。

(3)生活保護改革の動向を分析するとともに、社会的包摂論の観点から、検討を試みる。

A. 研究目的

本研究の目的は、第一に、過去2年間の研究を踏まえて、社会的排除、社会的包摂概念が一体何を意味し、なぜ近年欧州を中心に集約化したのかを分析することによって、社会的排除、ないしは包摂に関する指標の設定に資することである。

第二に、海外の社会的包摂に向けた政策的介入がどのようなものであるかを分析する。具体的にはイギリスのパートナーシップ方式による地域再生、ヨーロッパのベーシック・インカム構想を取り扱う。

第三に、社会的排除、包摂論は、公的扶助の改革と密接に関連することに鑑み、わが国の生活保護制度の構造、及び改革動向について分析する。

B. 研究方法

現在及び過去に見られた社会的排除－包摂をめぐる、諸言説・学説を収集し、それらの意味を分類するとともに、成立・展開過程について詳述する。特に、「社会的包摂」をうたった政策的介入が行われた、イギリスに注目する。

また、被排除者・剥奪者の置かれた状況の分析にあたっては、本事業で実施した「社会生活に関する実態調査」のデータを用い、定量的な分析、ないしはライフヒストリーに関する定性的な分析を行う。

（倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出漏らないように細心の注意を払うこととした。

C. 研究成果 と D. 考察

本研究の3ヶ年にわたる内容は以下の



通りである。

### ●社会的排除—包摂概念の整理

(1) 菊地英明『『社会的排除と包摂』とは何か—概念整理の試み』日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン—格差社会への処方箋』中央法規出版 2007年1月、182-202

主としてイギリスにおける社会的排除—包摂論の展開をフォローし、わが国への政策的示唆を明らかにするものである。その分析を、下記(2)においてさらに精緻なものにすることを試みている。

(2) 菊地英明「排除されているのは誰か—社会生活に関する実態調査からの分析」(巻末掲載)

本論文では、(過去2年間の研究を踏まえて)社会的排除、および社会的包摂概念が、一体何を意味し、どのような図式であり、なぜ近年欧州を中心に主流化したのかを、脱工業化、グローバル化、福祉国家システムの揺らぎの三つのキーワードを通して明らかにすることを試みた。また、「社会生活に関する実態調査」の結果分析から、被排除・剥奪者の置かれた状況とライフヒストリーについて把握を試みた。

研究を通して明らかになったのは、以下の通りである。

① 社会的排除とは、脱工業化、グローバル化、福祉国家の(不適切な)政策的介入を背景に生ずる、特定地域・集団の直面する困難(雇用の喪失など様々な現象がある)である。社会的排除概念は、その中でも特に、依存を招く公的扶助制度、不適切な住宅政策・教育制度など、福祉国家の政策的介入のあり方を自己言及的に問い直したことに特徴がある(従来の貧困・相対的剥

奪概念に基づく研究は、必ずしもそうした認識を前提としない)。

- ② 社会的包摂とは、以上の状況を踏まえて、福祉国家の介入のあり方を変え、排除に直面している諸個人ないしはコミュニティを社会の一員として算入させるアプローチである。具体的には以下の二つの施策が挙げられる。
- ③ 第一に、衰退した地域・コミュニティに対して事業・各種施策(若者の教育・訓練を含む)の運営を促し、地域社会全体の再生を図るアプローチである。政府はそれに対して補助を行う。イギリスにおける各種のパートナーシップ方式は、その例である。
- ④ 第二に、子どもの貧困を防止するために、低所得世帯の所得保障を充実させる。それにあたっては、就労意欲を確保するために、還付付きの税額控除の形態がとられることが多い。
- ⑤ 「社会生活に関する実態調査」の結果分析からは、所得貧困に直面しているものの多くは非稼働世帯であること、剥奪が少数の世帯に集中していること、調査の範囲では、公営住宅の居住者、エスニックマイノリティなどの諸外国における典型的な被排除者は観察できなかったこと、などを明らかにした。

### ●ベーシック・インカム構想の分析

(1) トニー・フィッツパトリック著(武川正吾・菊地英明共訳)『自由と保障—ベーシック・インカム論争』勁草書房、2005年5月

ベーシック・インカム(BI)とは、各市民に定期的に無条件で支払われることが保証された所得であり、社会的包摂の実現に向けた政策のうちの一つとしてとらえられている。本書は、その構想の概要、導入

のメリット・デメリットについて、様々なイデオロギ－的立場（急進右派、福祉集合主義、社会主義、フェミニズム、エコロジズム）からの分析・考察を行ったものである。本書はベーシック・インカムの原理・論争について取り扱った研究書としては非常に有名であり、その翻訳により、わが国でのBI論、ひいては社会的包摂論の議論の充実に一定の貢献ができたものと考えられる。

## (2) 菊地英明「ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展開」

BIは、社会的包摂を目指すポスト福祉国家の社会政策の構想の一つであるが、「遊んで暮らすための所得」という印象を与え、経済・財政的な実現可能性も乏しいものと考えられている。本研究では、ヨーロッパを中心に、BI構想がどのような形で展開していたかを検討する中で、BIの導入によって労働や福祉国家、公的扶助のあり方をどのように変革しようとするのかを探り、わが国の社会保障改革への含意を明らかにしようと試みた。

研究を通して明らかになったのは、以下の通りである。

- ① BIによる最低保障は、グローバル化、脱工業化の中で、安定した雇用や、それを通じた社会保障への拠出が保障されない状況を踏まえた制度である。
- ② BIによって、市場での賃労働とは別の、(広義の)社会参加や、福祉社会の実現—それは、社会的包摂の目的・手段そのものである—が期待される。
- ③ しかしながら、経済のグローバル化の中で、BIの経済・財政面での実現可能性については、十分に解明されておらず、今後の研究が必要とな

る。

## ●わが国における被排除者・低所得者向けの施策の現状及び問題点の分析

(1) 菊地英明・金子能宏、「社会保障における住宅政策の位置づけ—福祉国家論からのアプローチ」『海外社会保障研究』第152号、3-17、2005.9

低所得者への住宅保障は、社会的排除の克服という観点からは非常に重要である。しかしながら、比較福祉国家研究では、住宅政策・住宅保障が論じられないか、論じられても位置づけが周辺的である時期が長かった。近年では持ち家率の高低に注目する形で、国家の住宅政策・労働市場のパフォーマンス・家族の役割との相互関係が考察されるようになった。本稿では、都市計画・住宅基準等多岐にわたる住宅政策に関する議論のうち、特に住宅保有形態(tenure)をめぐる議論の展開をフォローするとともに、その中での日本の位置づけを検討した。

## (2) 菊地英明「生活保護改革と自立支援論—見落とされた母子世帯への所得保障への視点」

近年、生活保護受給者の増加と、諸外国での公的扶助改革等を背景に、稼働能力をもつ受給者(母子世帯が多い)を対象とした自立支援の拡充が行われている。本論文は、その動向を分析するとともに、社会的包摂論の観点から、検討を試みた。

研究を通して明らかになったのは、以下の通りである。

- ① 生活保護制度には、無差別平等を主要原理とし、稼働能力者も対象としている。事実、稼働能力者の比率は1960年代前半までは5割を超え、1970年代にも2割台を維持していたが、現在は12%程度である。

- ② 稼働能力者減少の要因は様々だが、制度内在的な要因として、補索性原理（生活保護への流入の抑制）と最低生活保障原理（自立助長に向けた給付も、最低限度の水準に抑制しなければならない）の二つが指摘できる。
- ③ 海外での公的扶助改革は、就労を促進するだけでない。子どもへの貧困の継承・社会的排除の防止という観点から、稼働能力保有者に対しても、のく、還付付き税額控除などの形で所得保障を充実する面もある。
- ④ わが国での近年の改革は、福祉事務所と職安の連携、生業扶助の拡充などの内容を含むが、制度の運用改善の形態を取るため、②で指摘した限界を克服できていない。
- ⑤ したがって、生活保護制度の外側にいる者への施策の充実を含めて、自立支援・所得保障の双方の充実という観点から、生活保護制度や関連制度の抜本的な改革が必要となるのではないか。

#### E. 結論と政策的含意

以上の研究からも分かるとおり、社会的包摂政策は、福祉国家の政策的介入に限界があることを前提にしている。このため、あくまでも市民社会・福祉社会の再生を地域住民（と彼らによる事業）に促し、政府は補助金を支出するアプローチが好まれるようになった。

しかしながら、諸外国の社会的包摂政策には、社会保障などの所得再分配を、特に人生の初期（子ども・青年期）において充実させる側面も含む。

わが国においても、生活保護受給者や若者等の就労支援の重要性が強調されるようになった。しかし、所得保障システムの

中でも、公的扶助については従来の枠組を前提に、部分的な運用改善が図られているに過ぎない。抜本的な変革が検討されてしかるべきだが、その実施には、税制と社会保障制度との調整、公的扶助と社会福祉制度との調整、財源の確保など、大きな問題が横たわっており、今後さらなる研究が要請される場所である。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

菊地英明「『社会的排除と包摂』とは何か—概念整理の試み」日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン—格差社会への処方箋』中央法規出版 2007年1月、182-202

菊地英明「ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展開」『海外社会保障研究』(No. 157)、国立社会保障・人口問題研究所、2006年12月、4-15

菊地英明「生活保護改革と自立支援論—見落とされた母子世帯への所得保障への視点」北九州市立男女共同参画センター”ムーブ”編『ジェンダー白書5 女性と経済』明石書店、近刊。

##### 2. 学会発表

菊地英明「生活保護と財政・政府間関係」日本社会福祉学会第54回大会、於立教大学、2006.10.8

#### G. 知的所有権の取得状況

なし